



県章

山形県公報

平成28年5月10日（火）

第2744号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（危機管理課）…576

告 示

- 平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正……………（学事文書課）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…577
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 基本測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…578
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

選挙管理委員会関係

告 示

○参議院山形県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………579

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則……………同

告 示

- 平成13年5月県人事委員会告示第5号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正…580
- 平成28年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）の実施……………581
- 平成28年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）の実施……………585
- 平成28年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施……………587
- 平成28年度山形県警察官採用試験の実施……………589

病院事業局関係

告 示

○平成15年5月県病院事業告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正……………592

公 告

- 平成28年度狩猟免許試験の実施……………（みどり自然課）…593
- 平成28年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施……………（同）…594

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (商業・県産品振興課) … 同
- 県営住宅入居者の一般公募…………… (最上総合支庁建築課) …595
- 一般競争入札の公告…………… (警察本部) …598
- 特定調達契約に係る落札者の公告…………… (こころの医療センター) …599

規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第49号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号口中「2,621,000円」を「2,660,000円」に改め、同表第2項第1号ハ中「1,080円」を「1,110円」に改め、同表第3項第3号イの表中

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 18,300 | 23,500 | 34,600 | 41,500 | 52,600 | 7,700 |
| 30,200 | 39,200 | 54,600 | 63,800 | 80,300 | 11,000 |

を

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 18,400 | 23,700 | 34,900 | 41,800 | 53,000 | 7,800 |
| 30,400 | 39,500 | 55,000 | 64,300 | 80,900 | 11,100 |

に改め、同号ロの表中

| | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 6,000 | 8,000 | 12,000 | 14,600 | 18,500 |
| 9,700 | 12,600 | 17,900 | 21,200 | 26,800 |

を

| | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 6,000 | 8,100 | 12,100 | 14,700 | 18,600 |
| 9,800 | 12,700 | 18,000 | 21,400 | 27,000 |

に改め、同別表第6項第2号中「567,000円」を

「576,000円」に改め、同表第8項第1号中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に、「中学校生徒(」を「中学校生徒(義務教育学校の後期課程、」に、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に改め、同項第3号口中「4,200円」を「4,300円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「4,900円」を「5,000円」に改め、同表第9項第3号中「208,700円」を「210,400円」に、「167,000円」を「168,300円」に改め、同表第11項第2号中「134,300円」を「134,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

告 示

山形県告示第502号

平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成28年 5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2次試験の受験者に係る総合得点及び総合順位並びに第1次試験の総合得点、総合順位及び試験種目別得点

を

第2次試験の受験者に係る第2次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験の総合得点、総合順位及び試験種目別得点

に改める。

山形県告示第503号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------------|-------------------------------|----------|-------------|
| 有限会社敬愛会 | ハートウェルこもれび 米沢市大字花沢3069番地の2 | 福祉用具貸与 | 平成28. 4. 27 |
| 有限会社敬愛会 | ハートウェルこもれび 米沢市大字花沢3069番地の2 | 特定福祉用具販売 | 同 |

山形県告示第504号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------------|-------------------------------|--------------|-------------|
| 有限会社敬愛会 | ハートウェルこもれび 米沢市大字花沢3069番地の2 | 介護予防福祉用具貸与 | 平成28. 4. 27 |
| 有限会社敬愛会 | ハートウェルこもれび 米沢市大字花沢3069番地の2 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同 |

山形県告示第505号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 有限会社なごみの部屋 米沢市門東町二丁目8番38号 | まなびや なごみ〜る 米沢市門東町二丁目8番38号 | 就労移行支援 | 平成28. 5. 1 |

山形県告示第506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの 種類 | 廃止年月日 |
|----------------------------------|---------------------------------|-----------------|------------|
| 有限会社なごみの部屋 米沢市門東町二丁目 8 番38号 | ジョブスクールひより 米沢市福田町二丁目 3 番169号 | 就 労 移 行 支 援 | 平成28. 5. 1 |

山形県告示第507号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成28年 5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
山形県内全域
- 2 基本測量を実施した期間
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量

山形県告示第508号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

| | | | | |
|---------|------------------------|--------------------|-----|---|
| 別表第 5 中 | " 天童支店 | " 本町一丁目 3 番 18号 | " " | を |
| | " 天童支店天 童交り江出 張所 | " 交り江一丁目 6 番20号 | " " | |

| | | | |
|---------|-----------------------|-----|-------|
| " 天童支店 | " 本町一丁目 3 番 18号 | " " | に、 |
| " 若葉町支店 | 寒河江市若葉町11番地 の 5 | " " | を |
| " 天童南支店 | " 芳賀土地区画整 理地79街区 2 | " " | に改める。 |
| " 若葉町支店 | 寒河江市若葉町11番地 の 5 | " " | |

附 則

この規程は、平成28年 5月14日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定中

| | | | | |
|---|-------|---------------|---|---|
| 〃 | 若葉町支店 | 寒河江市若葉町11番地の5 | 〃 | 〃 |
|---|-------|---------------|---|---|

を

| | | | | |
|---|-------|------------------|---|---|
| 〃 | 天童南支店 | 〃 芳賀土地区画整理地79街区2 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 若葉町支店 | 寒河江市若葉町11番地の5 | 〃 | 〃 |

に改める部分は、同月16日から

施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第19号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により近く執行予定の参議院山形県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成28年5月10日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

| テレビジョン放送 | | ラジオ放送 | |
|-----------------|----|----------|----|
| 株式会社さくらんぼテレビジョン | 1回 | 山形放送株式会社 | 1回 |
| 株式会社テレビユー山形 | 1回 | | |
| 株式会社山形テレビ | 1回 | | |

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月10日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子

俊 彦

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第2次試験」を「第2次試験（人事委員会の定める試験種目を除く。）」に改める。

第29条中「すべての試験種目」を「第2次試験の試験種目（山形県警察官採用試験にあつては、全ての試験種目）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第3号

平成13年 5月県人事委員会告示第5号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成28年 5月10日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る総合得点及び総合順位
並びに第1次試験の総合
得点、総合順位及び試験
種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る総合得点及び総合順位
並びに第1次試験の総合
得点、総合順位及び試験
種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る総合得点及び総合順位
並びに第1次試験の総合
得点、総合順位及び試験
種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る総合得点及び総合順位
並びに第1次試験の総合
得点、総合順位及び試験
種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る総合得点及び総合順位
並びに第1次試験の総合
得点、総合順位及び試験
種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る第2次試験の総合得点
及び総合順位並びに第1
次試験の総合得点、総合
順位及び試験種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る第2次試験の総合得点
及び総合順位並びに第1
次試験の総合得点、総合
順位及び試験種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る第2次試験の総合得点
及び総合順位並びに第1
次試験の総合得点、総合
順位及び試験種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る総合得点及び総合順位
並びに第1次試験の総合
得点、総合順位及び試験
種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る第2次試験の総合得点
及び総合順位並びに第1
次試験の総合得点、総合
順位及び試験種目別得点

を

に改める。

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る総合得点及び総合順位
並びに第1次試験の総合
得点、総合順位及び試験
種目別得点

第1次試験の不合格者に
係る総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

第2次試験の受験者に係
る第2次試験の総合得点
及び総合順位並びに第1
次試験の総合得点、総合
順位及び試験種目別得点

山形県人事委員会告示第4号

平成28年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類
山形県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員
次表のとおりである。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 試験区分 | 採用予定人員 |
|----------|--------|---------|--------|
| 行政 | 約 50 名 | 林業 | 約 5 名 |
| 警察行政 | 約 5 名 | 水産 | 若 干 名 |
| 福祉・心理 | 若 干 名 | 電気 | 約 5 名 |
| 総合土木 | 約 15 名 | 電子 | 若 干 名 |
| 建築 | 約 5 名 | 機械 | 若 干 名 |
| 化学 | 若 干 名 | 少年補導専門官 | 若 干 名 |
| 一般農業（農業） | 約 15 名 | 警察電気 | 若 干 名 |
| 一般農業（畜産） | 若 干 名 | | |

- 3 試験の程度
大学卒業程度
- 4 対象となる職
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給与
この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| | |
|--------|--------|
| 適用給料表 | 給料 |
| 行政職給料表 | 1級25号給 |
| 研究職給料表 | 2級1号給 |

6 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者（試験区分「電子」を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。

- (1) 昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
 - (2) 平成7年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者
 - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者
 - ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
- なお、次表左欄に掲げる試験区分については、同表右欄の資格要件を満たす者に限り受験できる。

| 試験区分 | 資格要件 |
|-------|---|
| 福祉・心理 | 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成29年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者 |

7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

| 試験日 | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地 | 合格者発表 |
|----------|----------------|--------------|--|
| 6月26日（日） | 教養試験（多肢選択式） | 全試験区分 山形市 | 7月6日（水） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
| | 専門試験（多肢選択式） | | |

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

なお、総合試験は第2次試験種目であるが、第1次試験日に実施する。総合試験の採点は第1次試験合格者についてのみ行い、採点結果は第2次試験の結果に反映される。

| 試験日 | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地 | 合格者発表 |
|---------------------------------|--------------------|---------|--|
| 6月26日（日） | 総合試験（論文記述式） | 全試験区分 | 8月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。 |
| 7月16日（土）及び同月17日（日）のうち指定する1日（予定） | 人物試験（適性検査） | 全試験区分 | |
| | 人物試験（個別面接1） | 行政 | |
| | 身体測定 基準は別表2のとおり | 少年補導専門官 | |

| | | | |
|---|-------------|-------|--|
| 7月30日（土）～ 8月5日（金）の うち指定する1日 （予定） | 人物試験（集団討論） | 全試験区分 | |
| | 人物試験（個別面接2） | 行政 | |
| | 人物試験（個別面接） | 行政以外 | |

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しない場合には不合格とする。

(1) 行政の試験区分

| 第1次試験 | | 第2次試験 | | | |
|-------|------|-------|------|-------|-------|
| 教養試験 | 専門試験 | 総合試験 | 人物試験 | | |
| | | | 集団討論 | 個別面接1 | 個別面接2 |
| 150点 | 150点 | 100点 | 100点 | 100点 | 300点 |

(2) 行政以外の試験区分

| 第1次試験 | | 第2次試験 | | |
|-------|------|-------|------|------|
| 教養試験 | 専門試験 | 総合試験 | 人物試験 | |
| | | | 集団討論 | 個別面接 |
| 150点 | 150点 | 100点 | 100点 | 300点 |

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課、山形県東京事務所、山形県大阪事務所並びに山形県名古屋事務所において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570）宛て請求すること。

(2) 申込方法

ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html）から申し込むこと。

イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付の上、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書するとともに、簡易書留の方法によること。

(3) 申込受付期間

次表のとおりである。

| | |
|--------------|---|
| 電子申請による申込み | 平成28年5月10日（火）午前9時から同月25日（水）午後5時15分まで（受付期間内に受信したものに限り。） |
| 郵送又は持参による申込み | 平成28年5月10日（火）から同月30日（月）まで（郵送の場合は、同月30日（月）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。） |

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

| 試験区分 | 出題分野 |
|----------|---|
| 行政 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学 |
| 警察行政 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学 |
| 福祉・心理 | 社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学 |
| 総合土木 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物 |
| 建築 | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工 |
| 化学 | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学 |
| 一般農業（農業） | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画 |
| 一般農業（畜産） | 栽培学汎論、作物学、土壤肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般 |
| 林業 | 森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学 |
| 水産 | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学 |
| 電気 | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 |
| 電子 | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 |
| 機械 | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作 |
| 少年補導専門官 | 社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学） |
| 警察電気 | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 |

別表 2

| 項目 | 基準 |
|-----|--|
| 視力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
| 聴力 | 職務執行に支障のないこと。 |
| 色覚 | 職務執行に支障のないこと。 |
| その他 | 職務執行に支障のないこと。 |

山形県人事委員会告示第5号

平成28年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類
山形県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員
次表のとおりである。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 試験区分 | 採用予定人員 |
|------|--------|------|--------|
| 行 政 | 約 15 名 | 総合土木 | 約 5 名 |
| 警察行政 | 若 干 名 | | |

- 3 試験の程度
高等学校卒業程度
- 4 対象となる職
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給与
この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| 適用給料表 | 給料 |
|--------|-------|
| 行政職給料表 | 1級5号給 |

- 6 受験資格
平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者
(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
(3) 日本の国籍を有しない者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者

7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は別表1のとおりである。

| 試験日 | 試験種目及び実施する試験区分 | | 試験地 | 合格者発表 |
|----------|----------------|--------|------------|---|
| 9月25日（日） | 教養試験（多肢選択式） | 全試験区分 | 山形市 三川町 | 10月6日（木） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
| | 専門試験（多肢選択式） | 総合土木のみ | | |

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

| 試験日 | 試験種目及び実施する試験区分 | | 試験地 | 合格者発表 |
|---|----------------|-------|-----|---|
| 10月16日（日） （予定） | 作文試験 | 全試験区分 | 山形市 | 11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。 |
| | 人物試験（適性検査） | | | |
| 10月24日（月）～ 同月27日（木）の うち指定する1日 （予定） | 人物試験（個別面接） | | | |

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しない場合には不合格とする。

| 試験種目 試験区分 | 第1次試験 | | 第2次試験 | |
|--------------|-------|------|-------|------------|
| | 教養試験 | 専門試験 | 作文試験 | 人物試験（個別面接） |
| 行政、警察行政 | 300点 | — | 100点 | 400点 |
| 総合土木 | 150点 | 150点 | 100点 | 400点 |

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中からおこなわれる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課、山形県東京事務所、山形県大阪事務所並びに山形県名古屋事務所において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「高卒程度請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1

号 郵便番号990-8570) 宛て請求すること。

(2) 申込方法

ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」(http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html) から申し込むこと。

イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要な事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付の上、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書するとともに、簡易書留の方法によること。

(3) 申込受付期間

次表のとおりである。

| 申込方法 | 申込受付期間 |
|--------------|--|
| 電子申請による申込み | 平成28年8月5日（金）午前9時から同月29日（月）午後5時15分まで（受付期間内に受信したものに限る。） |
| 郵送又は持参による申込み | 平成28年8月5日（金）から同年9月2日（金）まで（郵送の場合は、同月2日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。） |

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、平成28年8月5日（金）に配布開始となる受験案内を参照すること。

別表1

| 試験区分 | 出題分野 |
|------|--|
| 総合土木 | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、農業土木設計、水循環、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工 |

山形県人事委員会告示第6号

平成28年度山形県市町村立学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

1 試験の種類

山形県市町村立学校事務職員採用試験

2 採用予定人員

約25名

3 試験の程度

高等学校卒業程度

4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職のうち、市町村立学校事務職員の職

5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

| | |
|--------|-------|
| 適用給料表 | 給料 |
| 行政職給料表 | 1級5号給 |

6 受験資格

平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者

7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

| 試験日 | 試験種目 | 試験地 | 合格者発表 |
|----------|-------------|------------|---|
| 9月25日（日） | 教養試験（多肢選択式） | 山形市 三川町 | 10月6日（木） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

| 試験日 | 試験種目 | 試験地 | 合格者発表 |
|---------------------------------|------------|-----|---|
| 10月16日（日） （予定） | 作文試験 | 山形市 | 11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。 |
| | 人物試験（適性検査） | | |
| 10月24日（月）～同月27日（木）のうち指定する1日（予定） | 人物試験（個別面接） | | |

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しない場合には不合格とする。

| 第1次試験 | 第2次試験 | |
|-------|-------|------------|
| 教養試験 | 作文試験 | 人物試験（個別面接） |
| 300点 | 100点 | 400点 |

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課、山形県東京事務所、山形県大阪事務所並びに山形県名古屋事務所において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「学校事務請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570）宛て請求すること。

(2) 申込方法

ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」（http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html）から申し込むこと。

イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要な事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付の上、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書するとともに、簡易書留の方法によること。

(3) 申込受付期間

次表のとおりである。

| 申込方法 | 申込受付期間 |
|--------------|--|
| 電子申請による申込み | 平成28年8月5日（金）午前9時から同月29日（月）午後5時15分まで（受付期間内に受信したものに限り。） |
| 郵送又は持参による申込み | 平成28年8月5日（金）から同年9月2日（金）まで（郵送の場合は、同月2日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。） |

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、平成28年8月5日（金）に配布開始となる受験案内を参照すること。

山形県人事委員会告示第7号

平成28年度山形県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

1 試験の種類

山形県警察官採用試験

2 試験区分及び採用予定人員

次表のとおりである。

| 試験区分 | 採用予定人員 |
|----------|--------|
| 警察官B（男性） | 32名 |
| 警察官B（女性） | 5名 |

3 試験の程度

高等学校卒業程度

4 対象となる職

公安職給料表の職務の級1級の職

5 給与

この試験に合格し採用された者は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受け、その場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

| | |
|--------|-------|
| 適用給料表 | 給料 |
| 公安職給料表 | 1級1号給 |

6 受験資格

別表1のとおりである。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。

7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、身体測定1の基準は別表2のとおりである。

| 試験日 | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地 | 合格者発表 |
|--------------|----------------|---------------------------------|--|
| 9月18日 (日) | 教養試験（多肢選択式） | 山形市 鶴岡市 酒田市 新庄市 南陽市 | 10月6日（木） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
| | 身体測定1 | | |
| | 体力検査1 | | |

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

なお、身体測定2の基準は別表3のとおりである。

| 試験日 | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地 | 合格者発表 |
|--------------------------|----------------|-----|--|
| 10月23日 (日) (予定) | 作文試験 | 天童市 | 11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。 |
| | 人物試験（適性検査） | | |
| | 身体測定2及び身体検査 | | |
| | 体力検査2 | | |
| 11月上旬の 指定する1 日（予定） | 人物試験（個別面接） | 山形市 | |

8 各試験種目の配点

別表4のとおりである。

なお、合格者は全ての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署・交番・駐在所、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課、山形県東京事務所、山形県大阪事務所並びに山形県名古屋事務所において交付する。

また、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に試験区分を朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県警察本部警務課（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8577）宛て請求すること。

(2) 申込方法

ア 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要な事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付の上、山形県警察本部警務課若しくは県内各警察署警務係に持参又は山形県警察本部警務課宛てに郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書するとともに、簡易書留の方法によること。

イ 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」 (http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html) から申し込むこと。

(3) 申込受付期間

次表のとおりである。

| 申込方法 | 申込受付期間 |
|--------------|---|
| 郵送又は持参による申込み | 平成28年7月29日（金）から同年8月29日（月）まで（郵送の場合は、同月29日（月）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。） |
| 電子申請による申込み | 平成28年7月29日（金）午前9時から同年8月24日（水）午後5時15分まで（受付期間内に受信したものに限る。） |

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、交番又は駐在所に行くこと。

(2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表 1

| 試験区分 | 受験資格 |
|-----------|---|
| 警察官 B（男性） | 昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者 又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |

| | |
|----------|--|
| 警察官B（女性） | 昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |
|----------|--|

別表2

| 試験区分 | 項目 | 基準 |
|----------|-----|------------------------|
| 警察官B（男性） | 身長 | おおむね160センチメートル以上であること。 |
| | 体重 | おおむね47キログラム以上であること。 |
| | その他 | 職務執行に支障のないこと。 |
| 警察官B（女性） | 身長 | おおむね150センチメートル以上であること。 |
| | 体重 | おおむね43キログラム以上であること。 |
| | その他 | 職務執行に支障のないこと。 |

別表3

| 試験区分 | 項目 | 基準 |
|------|----|--|
| 全区分 | 視力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
| | 聴力 | 職務執行に支障のないこと。 |
| | 色覚 | 職務執行に支障のないこと。 |

別表4

| 試験区分 | 第1次試験 | | 第2次試験 | | | 合計 |
|------|-------|-------|-------|-------|----------------|------|
| | 教養試験 | 体力検査1 | 作文試験 | 体力検査2 | 人物試験 (個別面接) | |
| 全区分 | 200点 | 80点 | 100点 | 20点 | 400点 | 800点 |

病院事業局関係

告 示

山形県病院事業告示第3号

平成15年5月県病院事業告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成28年5月10日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

第2次試験の受験者に
係る総合得点及び総合
順位並びに第1次試験
の総合得点、総合順位
及び試験種目別得点

を

第2次試験の受験者に
係る第2次試験の総合
得点及び総合順位並び
に第1次試験の総合得
点、総合順位及び試験
種目別得点

に改める。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期日及び場所

| 期 日 | 場 所 |
|---------------|-------------|
| 平成28年7月16日（土） | 庄内総合支庁 |
| 同 年8月21日（日） | 置賜総合支庁（本庁舎） |
| 同 年9月9日（金） | 村山総合支庁（本庁舎） |

2 時 間

午前9時から午後5時30分まで

3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成28年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳未満、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳未満の者を除く。

4 受験手続

(1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）

(イ) 総合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

(2) 提出先

山形県環境エネルギー部みどり自然課（山形市松波二丁目8番1号）

(3) 提出期間

イ 7月16日に実施する試験を受験する場合 6月17日（金）から7月1日（金）まで

ロ 8月21日に実施する試験を受験する場合 7月19日（火）から8月4日（木）まで

ハ 9月9日に実施する試験を受験する場合 8月8日（月）から同月25日（木）まで

5 その他

詳細については、環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日 | 場 所 | 受験者の居住地 |
|---------------|-------------|----------------|
| 平成28年7月13日（水） | 最上総合支庁 | 主に最上総合支庁管内の市町村 |
| 同 月25日（月） | 置賜総合支庁（本庁舎） | 主に置賜総合支庁管内の市町 |
| 同 年8月31日（水） | 村山総合支庁（本庁舎） | 主に村山総合支庁管内の市町 |
| | 庄内総合支庁 | 主に庄内総合支庁管内の市町 |
| 同 年9月14日（水） | 村山総合支庁（本庁舎） | 県内の全市町村 |

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成28年9月14日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 総合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成28年9月10日まで縦覧に供する。

平成28年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S-MALL（エスマール）

鶴岡市錦町2番21号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号

代表取締役 早坂剛

3 変更する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）564台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）446台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成28年12月16日

5 届出年月日

平成28年4月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年9月10日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | 摘要 | | |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | | 住宅形式 | 1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル | | | 収入が 104,000円 以下の者 | 収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 | 収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 | 収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 | | 収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 | 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 |
| 県営若葉東アパ ート1号 | 新庄市金沢1494 -1 | 3DK | 62.8 | 1 | 一般用 | 15,600 円 | 18,000 円 | 20,600 円 | 23,200 円 | 26,500 円 | 30,600 円 | 3月分 の家賃 に相当 する額 |
| 同 2号 | 同 -4 | 同 | 63.5 | 1 | 同 | 15,700 円 | 18,200 円 | 20,800 円 | 23,500 円 | 26,800 円 | 30,900 円 | |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年5月16日から同月20日まで（土曜日及び日曜日を除く。）（受付時間 午前9時30分から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年5月20日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 平成28年6月中旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成28年6月22日（水） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量
交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年3月1日から平成34年2月28日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち1箇月分に相当する金額により行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち1箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) これまでに山形県又は他都道府県において、交通管制システム上位装置の納入実績があること。
- (6) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課安全施設・保守係
電話番号023(626)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等
山形県警察本部交通部交通規制課安全施設・保守係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(3) 仕様書の交付場所

仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部交通規制課安全施設・保守係で交付する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様書に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）を平成28年5月30日（月）午後4時までに山形県警察本部交通部交通規制課安全施設・保守係に提出すること。

また、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書、応札物品仕様書及び証明書を平成28年5月25日（水）午後4時までに同係に提出すること。

(2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様書に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Traffic Control system: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. June 22, 2016

(3) Contact point for the notice: Traffic Control Center, Traffic Regulation Section, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023 (626) 0110

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月10日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立こころの医療センター総合医療情報システム整備運用業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立こころの医療センター総務経営課医事係 鶴岡市茅原草見鶴51番地1 電話番号0235 (64) 8100

- 3 落札者を決定した日 平成28年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
 亀田医療情報株式会社 東京都千代田区麴町四丁目8番地
- 5 落札金額 161,784,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年2月2日